

西日本豪雨による災害に係る健康保険の特例措置について

このたびの西日本地域における豪雨によって被災された皆様、被災地の皆様方には謹んで心よりお見舞い申し上げます。

今回の災害で※災害救助法適用市町村で被災された方につきましては、つぎの健康保険の特例措置が講じられます。手続等につきましては、全国外食産業ジェフ健康保険組合までご連絡ください。

(連絡先) 東京本部 総務課 03-5403-1062
近畿支部 総務課 06-6344-8417

(特例措置)

1. 保険医療機関での診療費の一部負担金等の徴収猶予及び減免措置の対応
被災された被保険者及び被扶養者が保険医療機関において受けた療養に係る一部負担金（自己負担額）を被災状況に応じて、徴収猶予及び減免を行う措置を講じます。
2. 被保険者証を紛失または消失された方への対応
被災により健康保険証を紛失又は消失された場合が保険医療機関で受診する場合においては、氏名・生年月日・事業所名を医療機関の窓口で申し立てることにより受診できます。
また、保険証の再交付につきましては、申請に応じて速やかに交付いたします。
3. 任意継続被保険者に対する納期限の延長及び納付猶予の対応
被災された任意継続被保険者の方に対する保険料の納期限の延長及び納付猶予につきましてはの措置を被害状況に応じた措置を講じます。

※ 災害救助法適用市町村（平成 30 年 7 月 9 日現在）

（高知県）安芸市、香南市、長岡郡本山町、宿毛市、土佐清水市、
幡多郡三原村

（鳥取県）鳥取市、八頭郡若桜町、八頭郡智頭町、東伯郡三朝町、
八頭郡八頭町、西伯郡南部町、西伯郡伯耆町、日野郡日南町、
日野郡日野町、日野郡江府町

（広島県）広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、
東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、
安芸郡坂町

- (岡山県) 岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、浅口市、都窪郡早島町、浅口郡里庄町、苫田郡鏡野町、英田郡西栗倉村、加賀郡吉備中央町、小田郡矢掛町
- (京都府) 福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、南丹市、船井郡京丹波町、与謝郡伊根町、与謝郡与謝野町
- (兵庫県) 豊岡市、篠山市、朝来市、宍粟市、赤穂郡上郡町、美方郡香美町、姫路市、西脇市、丹波市、多可郡多可町、佐用郡佐用町、養父市、たつの市、神崎郡市川町、神崎郡神河町
- (愛媛県) 今治市、宇和島市、大洲市、西予市、北宇和島群松野町、北宇和島群鬼北町
- (岐阜県) 高山市、関市、中津川市、恵那市、美濃加茂市、可児市、山県市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、加茂郡坂祝町、加茂郡七宗町、加茂郡八百津町、加茂郡白川町、加茂郡東白川村、大野郡白川村、岐阜市、美濃市、加茂郡富加町、加茂郡川辺町